

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【中小企業基盤整備機構】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22. 12. 7 閣議決定）関係

（様式 1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式 2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19. 12. 24 閣議決定）関係

（様式 3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成 21 年 12 月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※ 1 様式 2 の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式 3 の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも 11 月 5 日現在の所管省庁の提出資料による。

※ 2 様式 2 で灰色になっているものは、平成 24 年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	経済産業省
法人名	中小企業基盤整備機構

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○平成22年度においては、施設整備等勘定の出資金について、基本方針で記載のあったもの(118,240千円)に加えて、平成22年度清算による回収金(212,746千円)についても国庫納付を実施。平成23年度においては、前期中期計画目標期間中における小規模企業共済勘定に係る運営費交付金の使用残額(83,071千円)について国庫納付を実施。平成24年度においては、一般勘定の前中期目標期間繰越積立金の残余見込み額(990,355千円)について国庫納付を実施。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○平成22年度以降において、国庫納付することとされた保有資産については、現物にて22年度中(第1種信用基金(2,809,793千円)、第2種信用基金に係る経過業務分(40,344千円)、産業基盤整備勘定の出資業務に係る出資金(400,000千円)、施設整備等勘定の出資先第3セクターの清算による回収金(330,986千円))、平成23年度中(一般勘定流動資産相当剰余金(50,000,000千円)、第2種信用基金に係る経過業務分(157,555千円)、小規模企業共済勘定(83,071千円)、産炭地域振興事業債調整分利子補給資金等交付金(14,263千円))及び平成24年度中(第2種信用基金に係る経過業務分(14,508千円)、債務保証制度の規模見直しの結果、不要となる政府出資金(8,067,039千円))に国庫納付を実施。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>●工業所有権(特許権、9件 410千円)については、補助金適正化法の規定に基づき処分制限期間(8年間)を保有の期限と設定し、当該期間を経過したものについては処分をされており、平成24年度において処分が終了。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○事務所の共用化に関し、機構各支部と日本貿易振興機構(ジェトロ)各貿易情報センターとの間で協議を行い、平成23年1月から会議室の相互利用等の連携を開始するなどの取組みを実施。平成23年1月以降、平成24年度末現在で、機構8地域本部において計99回(107日)の会議室相互利用の実績があり、外部会議室を使用した場合に発生する借料を削減(JETRO会議室使用46回(50日)、機構会議室使用53回(57日))するなど相互利用等の連携を着実に実施。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	

<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○ 福利厚生施設として利用する共有持分権について、平成24年3月に売却を完了。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>● 職員宿舍については、「職員宿舍の廃止・集約化計に係る計画」（平成20年3月）に従い、廃止する職員宿舍については、全戸売却済み（平成22年4月）。事務所の共用化に関し、機構各支部とジェトロ各貿易情報センターとの間で会議室の相互利用等の連携を開始するなどの取組みを実施（再掲）。経営支援プラザUMEDA（大阪）については、平成22年12月末をもって廃止。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>● 「随意契約見直し計画（平成22年4月）」に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないもの以外の契約については、一般競争入札等により調達を行っている。また、前回一者応札・応募であった案件については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件の見直し等の改善を引き続き図った。</p> <p>ただし、特殊要因として、震災復興関連の仮施設整備工事契約について、被災事業者の事業再開の早期化に定めるため、23年度に引き続き緊急随意契約等により行い、竣工までの時間短縮を図ったこと及び大専校運営に係る市場化テスト導入による契約総件数の減少から、24年度の随意契約件数は前年度に比して減少したものの随意契約比率は微増となっている。</p> <p>【平成23年度】 （件数ベース（単位：件）） 全 体：一般競争入札等：639件（70%）、競争性のない随意契約：271件（30%） 震災関連を除く：一般競争入札等：559件（87%）、競争性のない随意契約：82件（13%） （金額ベース（単位：億円）） 全 体：一般競争入札等：11,471,960千円（40%）、競争性のない随意契約：17,489,646千円（60%） 震災関連を除く：一般競争入札等：9,078,111千円（76%）、競争性のない随意契約：2,847,077千円（24%）</p> <p>【平成24年度】 （件数ベース（単位：件）） 全 体：一般競争入札等：495件（68%）、競争性のない随意契約：236件（32%） 震災関連を除く：一般競争入札等：456件（85%）、競争性のない随意契約：78件（15%） （金額ベース（単位：億円）） 全 体：一般競争入札等：9,956,726千円（46%）、競争性のない随意契約：11,700,222千円（54%） 震災関連を除く：一般競争入札等：8,832,596千円（81%）、競争性のない随意契約：2,138,496千円（19%）</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人（契約監視委員会）は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 毎年、法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPに公表している。</p>

<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p>	<p>●これまで、公共調達の適正化についての国の方針に基づき、当機構において公表に関する運用指針を定め、契約情報の公開を進めてきたところ。契約情報の公開内容の拡充については、新たに発出された国からの通知に基づき、契約情報公開要領を改正し、該当案件を適切に公開した。</p>
<p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p>	
<p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>●関係法人との契約は全て一般競争入札となっているが、結果として一者応札となったものがあつたことから、入札公告期間の延長、必要最小限の参加資格への見直し等、より競争性が確保されるよう努めている。また、現契約の履行期間終了後に引き続き入札を行う場合は、適切な入札参加条件を設定するほか、総合評価方式による入札を行う際には外部委員を入れて評価を行うなど、競争性・透明性の確保を図っている。</p>
<p>④ 調達の見直し</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>該当なし。 (当機構の実施する事業においては、共同利用が検討可能な高額実験用機械や資材等を調達する必要性がなく、その他の備品等については必要に応じて随時調達していることから、他法人との共同調達は想定されない。)</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○中小企業大学の企業向け研修(経営管理者研修、経営後継者研修、工場管理者研修、中小企業政策実施の要請に基づく研修を除く。)に係る業務及び施設の管理・運営業務について、平成21年度事業から実施している旭川校及び直方校に加え、三条校、東京校、瀬戸校、関西校、広島校及び人吉校においても、平成23年度事業から民間競争入札による民間委託を実施。仙台校においては、東日本大震災の影響により、平成24年度事業から民間競争入札による民間委託を実施。 また、企業向けの経営管理者研修、経営後継者研修、工場管理者研修並びに中小企業支援担当者向け研修に係る業務のうち、研修企画に係るものを除いた業務について、すべての大学校において、平成25年度事業から民間競争入札による民間委託を実施した。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>●公共サービス改革分科会が平成23年4月に公表した「公共サービス改革プログラム」に基づき、随意契約、一者応札の見直しに関して、引き続き競争性・透明性の確保に取り組む。</p>

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	● 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、役員報酬規程及び職員給与規程を改定し、国家公務員に準じた引き下げを実施した。また、国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について（平成24年8月7日閣議決定）に基づき、役員退職手当支給規程及び職員退職手当支給規程を改定し、国家公務員に準じた引き下げを実施した。
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	○ 平成24年度は現給保障の段階的廃止、地域手当率の据え置き等を実施するとともに、人事院勧告を参考とした対応を実施済みであり、平成24年度のラスパイレス指数は112.6となっている。また、地域・学歴勘案の指数は103.9となっている。平成25年度までに地域・学歴勘案の対国家公務員指数を103程度とすることを目標として、引き続き給与水準の抑制に努める
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	● 左記イ) の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のHPに公表した。
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	● 中小機構ホームページにて公表済み。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	● 給与水準については、監事による監査の重点項目と位置づけ、毎年度監査を実施。評価委員会において、給与水準の見直し状況等について、監事の監査結果報告を受けるなどして法人の取組み状況をチェックし、見直しの不断の取組みを促しているところ。なお、評価委員会の評価結果については公表を行っている。
② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	● 一般管理費、事業費等の効率化については、中期計画に従い、毎年度評価委員会の評価を得ているところ。（一般管理費（退職手当を除く。）：毎年度平均で前年度比3%以上削減、運営費交付金を充当して行う業務経費（退職手当を除く。）：新規追加部分等を除き毎年度平均で前年度比1%以上削減、総人件費：平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について平成23年度まで継続）
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	● 給与振込口座数を原則1口座にする見直し、外国旅費に係る管理職のビジネスクラスの利用制限、支度料の廃止等を行い、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図った。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	● 事業費等については、必要な経費を概算要求において要求し、その内容は公表されている。その後の過程において国による査定が行われている。

<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● 監事監査の機能強化及び監事の独立性の確保を図るため監査統括室に加えて、監事室を設置（平成20年度）。内部統制に関しては内部統制推進室を設置（平成20年度）し、内部統制機能の強化を図るなど体制を整備。また、管理職研修を含む階層別研修の機会を活用したコンプライアンス研修を平成22年度において7回、平成23年度において6回、平成24年度において6回実施したほか、平成22年度においてコンプライアンス啓発セミナー、平成23年度において外部専門家初任研修を実施。。さらにQ&A形式に取りまとめた事例集の作成・配布を通じてコンプライアンスについて役職員へ周知徹底。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>● 受益者負担のあり方については、全ての事業・業務を対象に中小企業者等の負担に配慮しつつ見直しの検討を実施。平成22年度において、中小企業総合展の出展料の見直し等を実施。平成23年度及び24年度において、中小企業大学校における受講料（診断士養成課程、経営後継者研修等）の見直しを実施。また、平成24年度において、他機関主催展示会（3展示会）への法律認定企業の出展料について、これまで無償としていたものを原則1/3の受益者負担とした。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>ファンド出資事業、債務保証業務等の審査プロセスにおいて、外部有識者等からなる評価委員会を開催し、適切な業務運営に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出資先候補評価委員会（H19年4月設置） 出資提案者の提案内容及び出資先としての適格性について総合的に評価を行う。（平成24年度：11回（20案件）開催） ・ 事業再構築円滑化等債務保証及び事業再生円滑化債務保証審査委員会（H19年8月設置） 事業再構築円滑化等債務保証に係る保証案件及び事業再生円滑化債務保証に係る保証案件に対して、機構の調査に基づき保証対象としての適否について審議を行う。（平成24年度：3回（3案件）開催）
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時（事前）、実施時（中間）、終了時（事後）の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>● 外部有識者等からなる評価委員会を設置するなどして、事業実績の評価、今後の事業運営方針等について、客観的かつ幅広い視点から意見を求め、中小企業支援の質の向上に努めている。</p>

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき
公表されている各独法の契約情報の概要(平成25年7月1日時点)

【独法名: 中小企業基盤整備機構】

契約相手方法人名	契約件数	一者応札・応募		当該独法との取引割合	再就職者数
		不落随契			
中小企業・地域シェアドサービス(株)	8	3		2/3以上	0

※機構からの再就職者は平成25年2月27日付けで退任し、1名から0名となっている。

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）による情報の公表

【競争入札による契約】平成23年9月契約

物品役務等の名称及び数量	契約締結日	契約相手方の氏名及び住所	契約金額（円）	当機構OBの再就職に係る情報			当機構との取引に係る情報		備 考 (当該契約が一 者応札・応募で あったか等)
				再就職者 の人数	現在の職名	独法での 最終職名	取引高	取引割合	
平成23年度産業用地企業立 地意向調査業務請負	平成23年9月28日	中小企業・地域シェアドサー ビス株式会社 東京都港区虎ノ門2-3-22	10,132,500	1人	代表取締役 副社長	監事	759百万円	2/3以上	

<注>

- 1 「当機構OBの再就職に係る情報」の各欄には、契約締結日時点の情報を掲載しています。
- 2 「当機構との取引に係る情報」の「取引高」欄には、契約締結時点での契約先の直近の財務諸表の対象事業年度における当機構との取引高を、「取引割合」欄には、当該事業年度における総売上高又は事業収入に占める当機構との取引高の割合につき、1/3以上1/2未満、1/2以上2/3未満、または2/3以上のいずれに該当するかを掲載しています。

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）による情報の公表

【競争入札による契約】平成23年10月契約

物品役務等の名称及び数量	契約締結日	契約相手方の氏名及び住所	契約金額	当機構OBの再就職に係る情報			当機構との取引に係る情報		備考 (当該契約が一 者応募・応募で あったか等)
				再就職者 の人数	現在の職名	独法での 最終職名	取引高	取引割合	
中部支部共済普及事業に係る 補助業務（23年10月開始 分）	平成23年10月1日	中小企業・地域シェアドサー ビス株式会社 東京都港区虎ノ門2-3-22	1470円/時	1人	代表取締役 副社長	監事	759百万円	2/3以上	

<注>

- 1 「当機構OBの再就職に係る情報」の各欄には、契約締結日時点の情報を掲載しています。
- 2 「当機構との取引に係る情報」の「取引高」欄には、契約締結時点での契約先の直近の財務諸表の対象事業年度における当機構との取引高を、「取引割合」欄には、当該事業年度における総売上高又は事業収入に占める当機構との取引高の割合につき、1/3以上1/2未満、1/2以上2/3未満、または2/3以上のいずれに該当するかを掲載しています。

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）による情報の公表

【競争入札による契約】平成24年2月契約

物品役務等の名称及び数量	契約締結日	契約相手方の氏名及び住所	契約金額 (円)	当機構OBの再就職に係る情報			当機構との取引に係る情報		備考 (当該契約が一 者応札・応募で あったか等)
				再就職者 の人数	現在の職名	独法での 最終職名	取引高 (百万円)	取引割合	
関東支部貸貸施設に係る貸貸 監理支援業務	平成24年2月15日	中小企業・地域シェアドサー ビス㈱ 東京都港区虎ノ門2-3-22	1,522,500/月	1人	代表取締役 副社長	監事	759百万円	2/3以上	一者応募

<注>

- 1 「当機構OBの再就職に係る情報」の各欄には、契約締結日時点の情報を掲載しています。
- 2 「当機構との取引に係る情報」の「取引高」欄には、契約締結時点での契約先の直近の財務諸表の対象事業年度における当機構との取引高を、「取引割合」欄には、当該事業年度における総売上高又は事業収入に占める当機構との取引高の割合につき、1/3以上1/2未満、1/2以上2/3未満、または2/3以上のいずれに該当するかを掲載しています。

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）による情報の公表

【競争入札による契約】平成24年2月契約

物品役務等の名称 及び数量	契約締結日	契約相手方の氏名 及び住所	契約金額 (円)	当機構OBの再就職に係る情報			当機構との取引に係る情報		備考 (当該契約が一者応 札・応募であったか 等)
				再就職者の 人数	現在の職名	独法での最終職名	取引高	取引割合	
産業用地部におけ る資料作成等業務	H24.2.15	中小企業・地域 シェアドサービス 株式会社 東京都港区虎ノ門 2-3-22	18,648,000	1人	代表取締役副社 長	監事	759百万円	2/3以上	

<注>

- 1 「当機構OBの再就職に係る情報」の各欄には、契約締結日時点の情報を掲載しています。
- 2 「当機構との取引に係る情報」の「取引高」欄には、契約締結時点での契約先の直近の財務諸表の対象事業年度における当機構との取引高を、「取引割合」欄には、当該事業年度における総売上高又は事業収入に占める当機構との取引高の割合につき、1/3以上1/2未満、1/2以上2/3未満、または2/3以上のいずれに該当するかを掲載しています。

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）による情報の公表

【競争入札による契約】平成24年3月契約

物品役務等の名称及び数量	契約締結日	契約相手方の氏名及び住所	契約金額（円）	当機構OBの再就職に係る情報			当機構との取引に係る情報		備考 (当該契約が 省応札・応募で あったか等)
				再就職者 の人数	現在の職名	独法での 最終職名	取引高	取引割合	
賃貸施設管理等業務請負	平成24年3月30日	中小企業・地域シェアドサー ビス株式会社 東京都港区虎ノ門2-3-22	2,940,000	1人	代表取締役 副社長	監事	759百万円	2/3以上	月額 一者応札

<注>

- 1 「当機構OBの再就職に係る情報」の各欄には、契約締結日時点の情報を掲載しています。
- 2 「当機構との取引に係る情報」の「取引高」欄には、契約締結時点での契約先の直近の財務諸表の対象事業年度における当機構との取引高を、「取引割合」欄には、当該事業年度における総売上高又は事業収入に占める当機構との取引高の割合につき、1/3以上1/2未満、1/2以上2/3未満、または2/3以上のいずれに該当するかを掲載しています。

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）による情報の公表

【競争入札による契約】平成24年2月契約

物品役務等の名称及び数量	契約締結日	契約相手方の氏名及び住所	契約金額 (円)	当機構OBの再就職に係る情報			当機構との取引に係る情報		備考 (当該契約が一 者入札・応募で あったか等)
				再就職者 の人数	現在の職名	独法での 最終職名	取引高 (百万円)	取引割合	
平成24年度中心市街地活性化協議会支援センター運営業務委託	平成24年4月1日	中小企業・地域シェアドサー ビス㈱ 東京都港区虎ノ門2-3-22	22,050,000円	1人	代表取締役 副社長	監事	759百万円	2/3以上	一者応募

<注>

- 1 「当機構OBの再就職に係る情報」の各欄には、契約締結日時点の情報を掲載しています。
- 2 「当機構との取引に係る情報」の「取引高」欄には、契約締結時点での契約先の直近の財務諸表の対象事業年度における当機構との取引高を、「取引割合」欄には、当該事業年度における総売上高又は事業収入に占める当機構との取引高の割合につき、1/3以上1/2未満、1/2以上2/3未満、または2/3以上のいずれに該当するかを掲載しています。

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）による情報の公表

【競争入札による契約】平成24年6月契約

物品役務等の名称及び数量	契約締結日	契約相手方の氏名及び住所	契約金額 (円)	当機構OBの再就職に係る情報			当機構との取引に係る情報		備考 (当該契約が一者応札・応募であったか等)
				再就職者の 人数	現在の職名	独法での最終職名	取引高	取引割合	
平成24年度九州本部自動車運行管理業務	H24.6.15	中小企業・地域シェアードサービス株式会社 東京都港区虎ノ門2-3-22	220,500	1人	代表取締役副社長	監事	759百万円	2/3以上	月額（税込）

<注>

- 1 「当機構OBの再就職に係る情報」の各欄には、契約締結日時点の情報を掲載しています。
- 2 「当機構との取引に係る情報」の「取引高」欄には、契約締結時点での契約先の直近の財務諸表の対象事業年度における当機構との取引高を、「取引割合」欄には、当該事業年度における総売上高又は事業収入に占める当機構との取引高の割合につき、1/3以上1/2未満、1/2以上2/3未満、または2/3以上のいずれに該当するかを掲載しています。

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）による情報の公表

【競争入札による契約】平成24年10月契約

物品役務等の名称及び数量	契約締結日	契約相手方の氏名及び住所	契約金額（円）	当機構OBの再就職に係る情報			当機構との取引に係る情報		備考 （当該契約が一 者応札・応募で あったか等）
				再就職者 の人数	現在の職名	独法での 最終職名	取引高	取引割合	
平成24年度産業用地企業立 地意向調査業務	平成24年10月1日	中小企業・地域シェアドサー ビス株式会社 東京都港区虎ノ門2-3-22	9,681,000	1人	代表取締役 副社長	理事	718百万円	2/3以上	

<注>

- 1 「当機構OBの再就職に係る情報」の各欄には、契約締結日時点の情報を掲載しています。
- 2 「当機構との取引に係る情報」の「取引高」欄には、契約締結時点での契約先の直近の財務諸表の対象事業年度における当機構との取引高を、「取引割合」欄には、当該事業年度における総売上高又は事業収入に占める当機構との取引高の割合につき、1/3以上1/2未満、1/2以上2/3未満、または2/3以上のいずれに該当するかを掲載しています。

経済産業省	中小企業基盤整備機構
-------	------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 相談・助言・情報提供 事業	事業の重点化、日本貿易振興機構との連携強化	22年度から実施	民間や自治体で実施している支援と本法人で行うべき支援について整理し、重点化を図る。また、国際展開支援に関して日本貿易振興機構等との連携強化を図る。	2a	中小企業を対象とした相談・助言・情報提供・ハンズオン支援等については、専門性を要する難易度の高い支援・全国レベルの広域な販路開拓等支援、また直近は東日本大震災に対応した復興支援に重点化を図ってきたところ。この一環で、生活関連産業ビジネス拠点支援事業、感性価値創造フェアを22年度限りで廃止し、事業承継に関するセミナーの開催数・開催規模を縮減（21年度：58回（3,174名）→24年度：7回（331名））するとともに、平成23年度以降においても、中小企業総合展とベンチャーフェアを同時開催して効率的に実施している。 また、中小企業の国際展開支援を強化するため、日本貿易振興機構（ジェトロ）等と連携し、中国、韓国、ベトナム等の海外展示会への出張支援等を実施している。	引き続き国際展開支援の強化、ジェトロとの連携等に取り組んでいく。
02 ハンズオン等支援事業						
03 ファンド出資事業	事業規模の見直し	22年度から実施	平成22年4月の事業仕分け結果（事業規模の縮減）を踏まえ、地域応援ファンドは廃止し、起業支援、成長支援、転業・再生支援等を強力に支援できる施策メニューに重点化を図り、事業規模を見直す。	2a	平成22年7月15日に中小機構ファンド出資事業の再編を実施し、従前の5種類あったファンドを3種類に再編した。具体的には、地域応援ファンドは廃止した上で、①起業支援ファンド、②中小企業成長支援ファンド、③再生支援ファンドに再編することにより、起業支援、成長支援、転業・再生支援等を強力に支援できる施策メニューに重点化を図った。また従来の起業・ベンチャー向けファンドでは起業7年以内の中小ベンチャー企業を投資対象としていたものを、再編後は起業5年以内とし、創業初期段階に重点化した。 なお、東日本大震災復興支援への対応としてファンド出資事業を有効に活用。	引き続き重点化した支援メニューにより効果的な支援を実施していく。
04 インキュベーション事業（施設の整備・運営）	自治体等への移管及び入居率の低い施設の処分	23年度から実施	ビジネスインキュベーター（全国32か所）については、自治体等でも施設が整備・運営されていることを踏まえ、将来的には自治体等に施設及び事業を順次移管する方向で検討を開始する。 特に、入居率の低いインキュベーション施設については、将来的にも改善の見込みがない施設を廃止又は自治体等へ移管する。	2a	ビジネスインキュベーター（全国32か所）については、将来的な自治体等への施設及び事業の移管の観点から、運営期間が長い施設から移管等に向けた自治体等との協議を開始。併せて、成功事例の輩出や入居率の改善等、将来の移管を円滑に進めるための基盤づくりに取り組んでいるところ。 平成23年度の平均入居率が低い1施設（70%未満）について、施設運営・企業誘致の強化に取り組んだ結果、平成24年度の平均入居率は73%に改善された。	引き続き、成功事例の輩出や入居率の改善等に取り組んでいく。
	運営の効率化	23年度から実施	各施設へのインキュベーション・マネージャーの配置方法等について見直し、人件費及びその活動に要する費用について効率化を図る。	2a	人件費及び活動費等のコスト削減を図るため、インキュベーション施設入居者へのサービスの質を低下させないよう配慮しつつ、インキュベーション・マネージャーの配置方法等の見直し（平成22年度に39名から38名へ1名減、平成23年度に38名から37名へ1名減）を行った。（22年度比で約10,000千円を節減） また、インターネットのプロバイダー契約の一元化等による経費節減を実施。（22年度比で約2,000千円を節減）	引き続き、インキュベーション施設入居者へのサービスの質を低下させないよう配慮しつつ、運営の効率化に取り組んでいく。
05 研修事業（大学校）	中小企業大学校の在り方の見直し	23年度から実施	中小企業大学校については、自治体・民間との調整を進めつつ、中小企業に真に必要な研修の機会を維持するとの前提で、廃止も含め、効果的・効率的な研修の在り方について検討し、具体的な結論を得て実施に着手する。	2a	中小企業大学校については、実施する研修は真に必要なものに限ることとし、研修企画面での中小機構の経験・能力等に留意しつつ、市場化テストの活用等民間への委託を基本とする。24年3月に中小機構に中小企業大学校在り方検討委員会を設置し、委託契約の対象範囲の確定、その実施方法・時期等に関する工程表を24年5月に策定した。これを受けて、実施する研修の見直しの検討を進めるとともに、民間委託実施済みの企業向け研修に加え、企業向けの経営管理者研修、経営後継者研修及び工場管理者研修並びに中小企業支援担当者向けの研修に係る業務（研修企画に係る業務を除く。）について、25年4月から市場化テストによる民間委託を実施した。 中小企業大学校施設については、まずは東京校において、中小企業者や中小企業支援機関等のニーズや利便性に配慮しつつ、売却等の処分を行うこととし、その処分に関する工程表についても、上記委員会において24年5月に策定し、これを受けて、中小機構に外部有識者で構成する第三者委員会を24年12月に設置して売却等の処分に向けた検討を進めた。なお、所有権移転等の時期は、現在の市場化テストによる施設運営管理委託契約の終了時期に配慮する。	引き続き、市場化テストの実施及び東京校の売却等処分に向けた手続きを実施していく。
06 高度化事業	事業規模の見直し	22年度から実施	平成22年4月の事業仕分け結果（事業規模の縮減）を踏まえ、「連鎖化事業」や「経営改革事業」など、政策意義が低下した事業については廃止するとともに、事業メニューの見直しにより重点化し、事業規模の見直しを図る。	2a	「連鎖化事業」「経営改革事業」を廃止。（平成22年度以降新規受付なし、平成23年11月省令改正） なお、東日本大震災復興支援への対応として特例的な貸付事業を整備し、高度化事業スキームを有効に活用。また、被災地域の高度化貸付先調査を行い貸付先の支援を実施。	引き続き重点化した事業メニューにより効果的な支援を実施していく。
	貸付資金の回収の強化	22年度から実施	貸付資金の回収を強化する。	2a	条件変更先及び正常償還先に対する経営状況把握を実施し条件変更の可能性のある貸付先を重点支援先とし、都道府県と協力して経営改善計画の策定支援及び当該計画の的確な実施に係る支援を実施（外部専門家の派遣を含む。）。 その他経営改善計画の策定に係る「経営改善計画の策定の手引き」を作成し、都道府県を経由し、中小企業者に配布。また、配布だけに留まらず、都道府県担当者に対し、会議において当該手引きの解説を行い、貸付資金の回収の最大化に努めている。	引き続き、貸付資金の回収の最大化に努めていく。
07 小規模企業共済事業	繰越欠損金の解消	引き続き実施（35年度ころまで）	平成21年度に策定された繰越欠損金削減計画に沿って、策定後15年間で繰越欠損金の解消に努める。	2a	外部有識者で構成する資産運用委員会を開催し、資産配分方針の効率性や資産運用状況の検証を行うとともに、組織・体制・運用方針・運用パフォーマンスを評価し、評価の客観性と公平性を担保するなど、22年12月に策定した「資産運用受託機関に関する評価基準等」を厳格に運用すること等により、繰越欠損金削減に向けた取組みを実施中。	引き続き、繰越欠損金削減に向けた取組みを実施していく。
08 中小企業倒産防止共済事業	貸付債権の回収率の向上、管理コストの縮減	22年度から実施	貸付債権の回収率の向上に引き続き努める。管理コストについて、「業務・システムの最適化計画」等によりコストの縮減を図る（小規模共済事業と共通）。	2a	貸付債権の回収に遅延が生じた場合には速やかに債務者と接触し償還を促すとともに、債権回収の外部専門家を登録しそのノウハウの導入や業務のマニュアル化を始めとした回収管理能力の強化等を図ることにより、回収率向上に向けた取り組みを実施。また、業務の効率化等を目的とした「業務・システムの最適化計画」に基づくシステム開発を着実に実施することと併せ、経費削減に努めることにより事業運営に係るコストを縮減した（共済事業に係る国からの一般会計予算額：平成25年度は対22年度比で△402,063千円）。	引き続き、業務・システムの最適化計画に基づくシステム開発等に取り組んでいく。
09 直接出資・債務保証	不要額の国庫返納等	22年度以降実施	第2種信用基金について、経過業務に係る債務保証残高の減少に応じて、不要額が生じれば随時国庫納付する。	2a	平成22年度は経過業務に係る債務保証残高の減少に応じて不要となる政府出資金40,344千円を国庫納付済み。平成23年度及び平成24年度についても同様に、それぞれ157,555千円、22,394千円を国庫納付済み。平成25年度においては同様に不要となる見込みの政府出資金14,508千円を国庫納付予定。	引き続き、経過業務の債務保証残高の減少に応じて不要となる政府出資金を国庫納付していく。
		23年度以降実施	また、事業再生円滑化債務保証、事業再構築円滑化等債務保証について、平成23年度末までの実績を踏まえ、それ以降の制度利用見込みについて分析・評価する。その結果必要な場合には基金規模の見直しを行い、不要額について国庫納付する。	1a	平成23年度末までの実績を踏まえ、今後実施する債務保証制度の利用見込みについて分析・評価を行い、基金規模を見直した結果、不要となる政府出資金8,067,039千円を平成24年度に国庫納付済み。	—

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
10	不要資産の国庫返納	一般勘定流動資産相当の余剰資金2000億円	23年度から実施	一般勘定資産について、可及的速やかに2000億円を国庫納付する。その際、機構全体の財務の健全性が確保されるよう納付方法に留意するとともに、緊急の中小企業対策等に必要な資金が確保されることに留意する。	2a	平成24年3月に50,000,000千円を国庫納付済み。なお、東日本大震災の発生により二重ローン対策など緊急の中小企業対策等に必要な資金の確保を求められるため、緊急の中小企業対策等への支出を優先する必要がある。（平成23年度以降、福島県への「特定地域中小企業特別資金」に420億円、二重債務問題対応のための「産業復興機構」に対して出資約東総額約300億円等を確保。なお、24年6月11日に金融庁で発表の被災三県（岩手県、宮城県、福島県）における東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債権額は約7376億円となっている。）	引き続き、東日本大震災の発生に伴う緊急の中小企業対策等への支出を実施していく。
11		第1種信用基金	22年度中に実施	第1種信用基金（約28億円）を国庫納付する。	1a	当該基金に基づく債務保証を停止し、2,809,793千円を平成23年3月28日に国庫納付。	措置済み
12		第2種信用基金（再掲）	22年度以降実施	経過業務に係る債務保証残高の減少に応じて、不要額が生じれば随時国庫納付する。	2a	（「09直接出資・債務保証」の「不要額の国庫返納等」の「22年度以降実施」に同じ。）	引き続き、経過業務の債務保証残高の減少に応じて不要となる政府出資金を国庫納付していく。
13		産業基盤整備勘定の出資等業務に係る出資金	22年度中に実施	産業基盤整備勘定の出資等業務に係る出資金について、その一部（4億円）を国庫納付する。	1a	当該業務の新規受付を停止し、当該業務に係る政府出資金400,000千円を平成23年3月28日に国庫納付。	措置済み
14		施設設備等勘定の出資金	22年度中に実施	出資先第3セクターの清算による回収金（約1.2億円）を国庫納付する。	1a	出資先第3セクターの清算による回収金（330,986千円）を平成23年3月28日に国庫納付。（回収金額の増は、清算した企業が1社増えたため。）	措置済み
15		産炭地域振興事業債調整分利子補給資金等交付金	23年度中に実施	産炭地域振興事業債調整分利子補給資金等交付金について、利子補給事業が終了後、その残余（約0.1億円）を速やかに国庫納付する。	1a	補助金交付要綱に従い、平成22年度末の事業終了後、残余（14,263千円）を平成23年11月15日に国庫納付。	措置済み
16	事務所等の見直し	地方事務所の徹底的な効率利用・連携促進	23年度中に実施	地方事務所については、日本貿易振興機構の事務所との共用化等施設の徹底的な効率利用・連携促進を図る。	2a	共用化施設の徹底的な効率利用・連携促進の一環として両機関の施設を有効活用すべく、会議室等の相互利用を行っている。平成23年1月以降、平成24年度末現在で、機構8地域本部において計99回（107日）の会議室相互利用の実績があり、外部会議室を使用した場合に発生する借料を削減（JETRO会議室使用46回（50日）、機構会議室使用53回（57日））するなど相互利用等の連携を着実に実施。また、「独立行政法人の制度及び組織見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）に沿い、日本貿易振興機構との間で、自治体と調整しつつ、地元企業等の利便性を向上させる地方事務所の機能的な統合に向けた調整を進め、平成24年8月には両法人の地方事務所の連携によりワンストップサービスを提供できるよう、海外展開支援に係る共催事業の実施、地元企業等に対する両機構の事業の紹介等を盛り込んだ合意書を締結した。施設の集約化については、近畿本部について日本貿易振興機構大阪本部との集約化について手続きをめているところ。	引き続き、ジェトロ地方事務所との会議室相互利用、連携、共催事業の実施等に取り組んでいく。
17		RIN常設展示場の廃止	23年度中に実施	地域資源アンテナショップRIN常設展示場を廃止する。	1a	平成23年度をもってRIN常設展示場を廃止した。	措置済み
18		試作開発型事業促進施設について、経過業務期間終了後に売却又は自治体移管	22年度以降実施	試作開発型事業促進施設について、経過業務期間終了後に売却又は自治体への移管を図る。	2a	経過業務期間終了後の移管等の方法について、平成22年度以降、運営期間の長い施設から順次、自治体との協議を実施中。	引き続き、自治体との協議を実施していく。
19		インキュベーション施設の廃止又は自治体等へ移管（再掲）	23年度以降実施	入居率の低いインキュベーション施設については、将来的にも改善の見込みがない施設を廃止又は自治体等へ移管する。	2a	（「04インキュベーション事業」の「自治体等への移管及び入居率の低い施設の処分」に同じ。）	（「04インキュベーション事業」の「自治体等への移管及び入居率の低い施設の処分」に同じ。）
20		工業用水道施設の福岡県への早期移管	25年度までに実施	工業用水道施設については、福岡県への早期移管に向け、引き続き交渉を進める。	2a	平成25年度末までの福岡県への移管完了に向けて、引き続き、必要な措置を実施中。	引き続き、移管完了に向けて必要な措置を実施していく。
21		福利厚生施設として利用する共用持分権の売却	22年度中に実施	福利厚生施設として利用する共用持分権については、売却手続を完了する。	1b	福利厚生施設として利用する共有持分権について、公募による売却手続きを3度にわたり実施したが売却に至らなかったため、当該共有持分権についての処分条件等を変更した上で、平成24年3月に売却を完了。	措置済み
22	人件費の見直し	ラスバイレス指数の低減	22年度から実施	現給保障の段階的廃止等によりラスバイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。	2a	平成24年度は現給保障の段階的廃止、地域手当の据え置き等を実施するとともに、人事院勧告を参考とした対応を実施済み。また、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、役員報酬規程及び職員給与規程を改定し、国家公務員に準じた引き下げを実施。平成24年度のラスバイレス指数は112.6、地域・学歴勘案の指数は103.9となっている。平成25年度は地域手当の据え置き等を実施。また、人件費全体の抑制を更に図るため、国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について（平成24年8月7日閣議決定）を踏まえ、役員退職手当支給規程及び職員退職手当支給規程を改定し、国家公務員に準じた引き下げを実施。	引き続き、ラスバイレス指数引き下げに係る取組みを実施していく。

No.		所管	経済産業省	法人名	中小企業基盤整備機構
-----	--	----	-------	-----	------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	保有資産の見直し	職員宿舍の廃止・集約化	職員宿舍について、平成19年度中に廃止・集約化に係る計画を策定の上、次期中期目標期間中に売却することを検討する。	1	平成19年度に策定の職員宿舍廃止・集約化に係る計画に基づき、平成21年度に区分所有宿舍39戸、平成22年度に自己所有宿舍1棟（8戸）の売却を完了した。	—
2	保有資産の見直し	試作開発型事業促進施設の経過業務終了後の売却に向けた検討	試作開発型事業促進施設について、経過業務期間終了後の売却に向け施設を購入する者が具備すべき条件等の具体的な検討を行う。	2	経過業務期間終了後の移管等の方法について、平成22年度以降、運営期間の長い施設から順次、自治体との協議を実施中。	引き続き、自治体との協議を実施していく。
3	保有資産の見直し	インキュベーション施設の処分の必要性の検討	インキュベーション施設について、社会経済環境の変化に応じて処分の必要性も含め検討する。	2	ビジネスインキュベーター（全国32か所）については、将来的な自治体等への施設及び事業の移管の観点から、運営期間が長い施設から移管等に向けた自治体等との協議を開始。併せて、成功事例の輩出や入居率の改善等、将来の移管を円滑に進めるための基盤づくりに取り組んでいるところ。 平成23年度の平均入居率が低い1施設（70%未満）について、施設運営・企業誘致の強化に取り組んだ結果、70%以上に入居率が改善された。	引き続き、成功事例の輩出や入居率の改善等に取り組んでいく。
4	保有資産の見直し	工業用水道施設の移管	工業用水道施設について、早期移管に向け、交渉を行う。	2	平成25年度末までの福岡県への移管完了に向けて、引き続き、必要な措置を実施中。	引き続き、移管完了に向けて必要な措置を実施していく。
5	保有資産の見直し	虎ノ門事務所の賃貸面積の縮小を含む見直し	虎ノ門事務所について、賃貸面積の縮小を含む見直しにより、賃貸料の削減に努める	1	虎ノ門事務所について、平成20年度に賃貸面積の縮小を含む見直しを行い、平成21年6月末をもって賃貸面積の約20%を削減。	—